



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会社名 株式会社 クリエアナブキ
 代表者名 代表取締役社長 藏 田 徹
 (J A S D A Q ・ コード番号 4336)
 問合せ先 取締役執行役員管理部長 上 口 裕 司
 T E L . 0 8 7 - 8 2 2 - 8 8 9 8 (代 表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を同年6月24日開催予定の第29回定時株主総会に提出することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

(1) 平成 27 年 5 月 1 日に「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が施行され、業務執行取締役等ではない取締役及び社外監査役以外の監査役とも責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、それらの取締役及び監査役につきましても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、変更案第 27 条第 2 項及び同第 37 条第 2 項を新設するものであります。

なお、変更案第 27 条第 2 項の新設をその内容に含む議案を株主総会に提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更案第 37 条第 2 項の新設に伴い、現行定款第 38 条の条文の趣旨が同変更案に内包されることとなるため、現行定款第 38 条を削除するとともに、現行定款第 39 条以後の条数を繰り上げるものであります。

(3) その他、一部字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 17 条～第 26 条 (条 文 省 略)</p> <p>第 27 条 (取 締 役 の 責 任 免 除) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役 (取締役であった<u>者</u>を含む) の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 17 条～第 26 条 (現 行 ど お り)</p> <p>第 27 条 (取 締 役 の 責 任 免 除) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役 (取締役であった<u>もの</u>を含む) の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 28 条～第 36 条 (条文省略)</p> <p>第 37 条 (監査役の責任免除) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役 (監査役であった者を含む) の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 (新 設)</p> <p>第 38 条 (社外監査役の責任限定契約) <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第 39 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 41 条～第 44 条 (条文省略)</p>	<p>②当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く) との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 28 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p>第 37 条 (監査役の責任免除) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役 (監査役であったものを含む) の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>②当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第 38 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 40 条～第 43 条 (現行どおり)</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 24 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 24 日 (予定)

以 上